(新要綱)

#### 平成27年度 高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第24条の規定に基づき、高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金(以下「補助金」という。) の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援することを目的として、第 4条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

- 素・循環型・自然共生の三つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基 本計画の対象となる次に掲げる5分野に資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。
- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組(3Rの推進等)
- (3) 自然環境を守る取組
- (4) 環境ビジネスの振興
- (5) 環境学習の推進とネットワークづくり

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業から除くものとする。
- (1) 国又は県の他の補助事業として採択された事業
- (2) コンクリートによる三面張の生活排水路及び埋設排水管水路の整備
- (3) 前年度採択事業と同じ事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成及 び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。

平成26年度 高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱

(旧要綱)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)│第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条 の規定に基づき、高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必 要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、「高知県環境基本計画第三次計画」(平成23年4月策定。以下「環境基本計画」という。) | 第2条 県は、県内の市町村、NPOその他の第4条各号に掲げる事業実施主体が、「高知県環境基本計画第三 次計画」(平成23年4月策定。以下「環境基本計画」という。)の目指す低炭素社会づくり、循環型社会づく り及び自然共生社会づくりの三つの社会づくりの方向性に沿った取組であり、かつ、県の環境政策と連携し た取組を県内で行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、環境基本計画が目指す低炭 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、環境基本計画において計画の対象と なる地球温暖化への対策、循環型社会への取組(3Rの推進等)、自然環境を守る取組、環境ビジネスの振興 及び環境学習の推進とネットワークづくりの五つの分野であり、次に掲げるハード事業及びソフト事業 とする。
  - (1) 地球温暖化防止県民会議推進事業

高知県地球温暖化防止県民会議の会員又は会員が代表構成員となる実行委 員会が行う県民、事業者 等に地球温暖化対策に向けた率先行動を促す事業(高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当 であると認められた事業に限る。)

(2) 豊かな流域づくり活動支援事業

県又は市町村等が策定した清流保全計画に基づき、河川環境保全の取組を行い、流域の保全・振興・ 共生の仕組みづくりに取り組む団体等が行う次に掲げる事業

- ア 流域の環境資源についての情報発信と活用
- イ 河川環境学習の推進
- ウ ア及びイに掲げるもののほか清流保全につながる取組
- (3) 前2号に掲げる事業のほか、特に知事が必要があると認める事業 前2号に掲げる事業以外のもので、五つの対象分野の事業であり、かつ、三つの社会づくりにつながる 効果があり、特に知事が必要があると認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象から除くものとする。
- (1) 市町村等の庁舎等の公用施設の整備に係る事業
- (2) 国又は県の他の補助事業として採択された事業
- (3) コンクリートによる三面張の生活排水路及び埋設排水管水路の整備
- (4) 前年度採択事業と同じ事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成及び推進体 制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する団体(以下、「活動団体」という。)とする。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人
- (3) 地球温暖化防止県民会議の会員又は会員が代表構成員となる実行委員会 (高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業に限る。)
- (4) 地域の多様な主体から構成された協議会
- (5) 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助事業者としない。
- (1) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体又は特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした団体
- (2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第 2条第1号に規定する暴力団をいう。別表第2において同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員等 (同条第3号に規定する暴力団員等をいう。同表において同じ。)の統制下にある団体

(補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)

第5条 補助事業の補助対象経費、補助率等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、別表1に定めるとおりとする。

(事業実施主体)

- 第4条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。
- (1) 市町村等(次に掲げる要件のいずれかに該当する団体に限る。以下「市町村等」という。)
- ア市町村
- イ 一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が中心になって組織する協議会
- ウ 県内で小中高等学校を運営する学校法人
- エ 国立大学法人高知大学に附属する小中学校
- オ 国、県又は市町村が25パーセント以上出資又は職員の派遣を行っている公益社団法人又は公益財団法 人
- (2) NPO等(アからエに掲げる要件のいずれかに該当する団体に限り、市町村等を除く。以下「NPO等」という。)
- ア 公益社団法人又は公益財団法人
- イ 県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人
- ウ 地球温暖化防止県民会議の会員又は会員が代表構成員となる実行委員会
- エ 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は事業実施主体としない。
- (1) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体又は特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした団体
- (2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。別表第2において同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。同表において同じ。)の統制下にある団体

(補助対象者及び交付先)

第5条 補助対象者及び交付先は、当該事業を行う市町村等又はNPO等(以下「補助事業者」という。)と する。

(補助対象経費及び補助率等)

- 第6条 補助事業の補助対象経費、補助率等は、次に掲げるとおりとする。<u>ただし、役員及び常勤職員の人件</u>費(賃金・謝金等をいう。)、事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費、個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等並びに飲食に係る経費は、補助対象とならない。
- (1) 補助対象経費
  - ア 市町村等が事業実施主体となる場合

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費から受益者負担金等特定財源を控除した額とする。ただし、元利償還費が地方交付税で措置される起債を財源に充当する場合において知事が必要があると

(2) 補助率

定額とする。

(3) 補助限度額

1団体当たりの補助限度額は、10万円を下限とし、50万円を上限とする。

(4) 事業期間

単年度とする。

端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請及び重要な変更)

- 第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申 請書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助事業について次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行お うとするときは、別記第2号様式による補助金交付決定変更申請書を知事に提出しなければならな V
- (1) 補助事業者の変更
- (2) 実施事業の新設又は廃止
- (3) 事業実施簡所の変更
- (4) 補助金の増額又は交付決定額に対して30パーセントを超える補助金の減額
- (5) 別表第1の1から5までに掲げる経費区分間における増減であって、それぞれの配分額のいず れか低い額の30パーセントを超える配分の変更
- (6) 事業内容の重要な部分に関する変更(必要に応じ事前に知事に協議すること。)
- 3 第1項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額 等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方 税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)

認めるときは、補助対象事業に要する経費から当該起債の充当額と受益者負担金等特定財源との合 計額を控除した額をもって、補助対象経費とすることができるものとする。

イ NPO等が事業実施主体となる場合

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、補助対象事業に要する経費に対して市 町村等が補助を行う場合は、補助に要する額(受益者負担金等の特定財源を除く。)とする。

- (2) 補助率
  - ア 交付先が市町村等の場合

補助対象経費の2分の1以内

イ 交付先がNPO等の場合

定額

- (3) 補助限度額
  - ア 交付先が市町村等の場合
    - 1 市町村等当たりの補助金の範囲は、10 万円以上 150 万円以下とする。
  - イ 交付先がNPO等の場合

1団体当たりの補助金の範囲は、50万円以下とする。

(4) 事業期間

単年度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、その │ 2 │ 前項の規定により算出された補助金の交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、その端数を 切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請及び重要な変更)

- | 第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知 事に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助事業について次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行おうとする ときは、別記第2号様式による補助金交付決定変更申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 実施事業の新設又は廃止
- (3) 事業実施箇所の変更
- (4) 補助金の交付決定額に対して30パーセントを超える補助金の減額又は全ての増額
- (5) 別表第1の1から5までに掲げる経費区分間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低 い額の30パーセントを超える配分の変更
- (6) 事業内容の重要な部分に関する変更(必要に応じ事前に知事に協議すること。)
- 3 第1項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助 対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕 入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請

がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係 る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

- 第7条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならな↓第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 V \
- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての 証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用 を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契 約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこ ک
- 2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定 の内容又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等若しくはこれらに基づく知事の処分に違反し たときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消す ことができる。

(事業の審査)

第8条 補助事業の公正かつ円滑な実施を図るため、補助事業の審査を別表3のとおり行う。

しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合 については、この限りでない。

(補助の条件)

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類 を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管 理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならな いこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手 方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- 2 知事は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容 又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、補助 金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消すことができる。

(事業の審査)

- 第9条 補助事業の公正かつ円滑な実施を図るため、補助事業の審査を次のとおり行う。
- (1) 審査員の構成

審査を行う者(以下この条において「審査員」という。)は、高知県林業振興・環境部長が別に指名す る。

(2) 審査会の実施

高知県林業振興・環境部環境共生課は、適時審査会を開催し、審査員は、申請書の内容に基づき、第4 号に掲げる審査項目について審査し、採否判定表を作成するものとする。

- (3) 審査の採点
- ア 市町村等

次号アの(ア)から(オ)までの各審査項目ごとに1点から5点までの採点を行い、審査員の合計点が75 点以上の申請書を事業採択基準の目安とする。

イ NPO等

次号イの(ア)から(オ)までの各審査項目ごとに1点から5点までの採点を行い、審査員の合計点が75 点以上の申請書を事業採択基準の目安とする。

- ウ 事業の合計点数が同じ場合は、審査員が協議の上、優先順位を付するものとする。
- (4) 審査項目
  - ア 市町村等の審査項目

(新要綱)	(旧要綱)
	(ア) 事業目的の妥当性
	a 事業の目的及び目標が明確であるか。
	b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。
	c 市町村計画に明確かつ重要な位置付けがあるか。
	(イ) 選択した手法の合理性
	a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。
	b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。
	c 無駄なく能率的な手法がとられているか。
	(ウ) 事業の効果度
	a 事業実施によりどのような結果が得られるか。_
	b 得られた結果が課題解決に結びつくか。_
	c 費用に見合った事業効果が期待できるか。
	(エ) 緊急性及び適時性
	a 社会通念上、緊急性があり、早急に実施する必要があるか。
	b 実施するための環境及び条件が整っているか。
	(オ) 関係者の合意形成及び推進体制
	a 関係者との間で十分な協議がなされているか。
	<u>b</u> 必要な手続が実施され、又は予定されているか。_
	<u>c</u> 事業実施に向けた推進体制が整っているか。
	イ NPO等の審査項目
	(ア) 事業目的の妥当性
	a 事業の目的及び目標が明確であるか。
	b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。
	(イ) 選択した手法の合理性
	a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。
	b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討が
	<u>なされているか。</u>
	<u>c</u> 無駄なく能率的な手法がとられているか。
	d 公益性のある活動であるか。
	(ウ) 事業の効果度
	a 事業実施によりどのような結果が得られるか。
	b 得られた結果が課題解決に結びつくか。
	<u>c</u> 費用に見合った事業効果が期待できるか。
	(エ) 地域住民の参加や協働
	a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。
	b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。
	(オ) 関係者の合意形成及び推進体制

(補助金の交付の決定等)

第9条 知事は、第6条第1項の規定による補助金の交付の申請を前条の審査結果を踏まえ採択する ことが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。 ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

- 3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日 を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならな
- 2 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書 の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額 から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告 書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額 等が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減 じた額を上回る部分の金額)を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返 環命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定により提出された実績報告書の決算額が第6条第2項第4号に掲 第13条 知事は、前条第1項の規定により提出された実績報告書の決算額が第7条第2項第4号に掲げる変更 げる変更額の範囲内である場合は、その決算額により額を確定し、当該補助事業者に確定額を通知 するものとする。

(概算払の請求)

ときは、別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

a 関係者との間で十分な協議がなされているか。

- b 必要に応じて市町村等との外部調整ができているか。
- c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができているか。

(補助金の交付の決定等)

|第 10 条 知事は、第7条第1項の規定による補助金の交付の申請を前条の審査結果を踏まえ採択することが適 当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申 請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付|第11条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は補助事業の廃止の承認を受けた場合は、別記第 第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は補助事業の廃止の承認を受けた場合は、別記第3号様式 による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は 補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。
  - 2 第7条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に 当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告 しなければならない。
  - 3 第7条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出 した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合 は、その金額(前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければ ならない。

(補助金の額の確定)

額の範囲内である場合は、その決算額により額を確定し、当該補助事業者に確定額を通知するものとする。

(概算払の請求)

第 13 条 補助事業者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとする│第 14 条 補助事業者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、 別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(検査等)

の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

- して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が 特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、 貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部 に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(補助事業の成果のフォローアップ)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね3年の間、補助事業の成果等につ┃第17条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね3年の間、補助事業の成果等について、フ いて、フォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じて報告を求めることができるものとす る。

(グリーン購入)

購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則と して開示するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年 月 日 から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付さ れた補助金については、第7条、第10条、第11条第3項、第14条から第16条まで及び第18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(検査等)

第14条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況 | 第15条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を 求め、又は必要な検査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

- 第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用 し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると 認めた場合は、この限りでない。
  - 2 知事は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、 又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県 に納付すべきことを命ずることができる。

(補助事業の成果のフォローアップ)

オローアップを行うものとし、知事は、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

(グリーン購入)

第 17 条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン|第 18 条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本 方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基 第19条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示 請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するもの とする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月20日から施 行する。
- 2 この要綱は、平成27年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助 金については、第8条、第11条、第12条第3項、第15条から第17条まで及び第19条の規定は、同日 以降もなおその効力を有する。
- 3 第7条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附則

## 別表第1 (第5条、第6条関係)

経費区分	<u>内 訳</u>
1 委託料	業務委託に対して支払う費用
2 工事請負費	事業実施に必要な工事請負費
3 備品購入費	1件の取得価格が100,000円 (コンピューターについては、 20,000 円) 以上の物品 ※ただし、当該事業の実施に必要不可欠なものに限る。
4 負担金補助金	研修の受講費用など
5 事務費	次の(1)から(6)までに掲げるいずれかの費用
(1) 報償費	謝金、講師、コーディネーター、アドバイザー等に係る費用
(2) 旅費	事業実施に係る費用及び講師、アドバイザー等への費用弁償 旅費
(3) 需用費	消耗品費、燃料費(ガソリン代)、印刷製本費、光熱水費、修 <u>繕費、図書購入費</u> <u>※食糧費を除く。</u>
(4) 役務費	通信運搬費、傷害保険費用
(5) 使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸、レンタルに係る費用
(6) <u>その他</u>	<u>5 事務費のうち、</u> (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事 が必要があると認めたもの

# 対象外経費

- ・役員及び常勤職員の人件費(賃金・謝金等をいう。)
- ・事務所賃借料、光熱水費等の経常的運営に要する経費
- ・個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等
- ・飲食に係る経費

### 別表第1 (第7条関係)

経費区分		
1 委	託料	
2 I	事請負費	
3 備	品購入費	
4 負	担金補助金	
5 事	務費	
(1)	報償費	
(2)	旅費	
(3)	需用費 <u>(食糧費を除く。)</u>	
(4)	役務費	
(5)	使用料及び賃借料	
(6)	(1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が	
	必要があると認めたもの	

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

#### 別表第2(第7条、第9条、第10条関係)

- 1 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 別表第3 (第8条関係)

1 審査員の構成

審査を行う者(以下「審査員」という。)は、5名以内とし、高知県林業振興・環境部長が別 に指名する。

2 審査会の実施

事務局は、高知県林業振興・環境部環境共生課におき、審査会は、環境共生課長が必要に応じて招集する。

3 審査の採点

審査員は、一人につき25点保有し、次の審査項目ごとに1点から5点までの採点を行う。

	審查項目	配点
<u>ア</u>	事業目的の妥当性	5点
	a 事業の目的及び目標が明確であるか。	
	b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。	
<u>1</u>	選択した手法の合理性	<u>5 点</u>
	a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。	

#### 別表第2(第8条、第10条、第11条関係)

- 1 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 平成 27 年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新要綱) (旧要綱)

	b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検	
	討がなされているか。	
	c 無駄なく能率的な手法がとられているか。	
	d 公益性のある活動であるか。	
<u>ウ</u>	事業の効果度	5点
	a 事業実施によりどのような結果が得られるか。	
	b 得られた結果が課題解決に結びつくか。	
	c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	
エ	地域住民の参加や協働	5点
	a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。	
	b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワーク	
	の広がりが期待できるか。	
<u>才</u>	関係者の合意形成及び推進体制	5点
	a 関係者との間で十分な協議がなされているか。	
	b 必要に応じて市町村等との外部調整ができているか。	
	c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制がで	
	<u>きているか。</u>	
	合計点(審査員一人当たり)	<u>25点</u>

# 4 採択基準

採択は、審査員の合計点の6割以上の事業を目安とする。なお、事業の合計点数が同じ場合は、 審査員が協議の上、優先順位を付するものとする。